

2020年3月

マツダ健康保険組合加入者のみなさまへ

マツダ健康保険組合

TEL082-287-4644

内線 22860

医療費通知の紙面による発行の廃止について

- 「PepUp」での通知に一本化します -

マツダ健康保険組合では、加入者のみなさまに医療費通知を定期的に発行しております。

みなさまがかかれた医療費の窓口支払額・健保組合負担額の実状を把握していただくことで、ご自身とご家族の健康を支出面から思いを巡らせていただき、日々の健康づくりや、みなさまの健康を守り高める健康保険事業にご協力いただくことを狙いとしております。

2020年2月時点までこの通知は、個人向けWebサイト「PepUp（ペップアップ）」への毎月の掲載と、年1回紙面による発行とを並行して行っていました。次期2020年分より年度末の紙面での発行を廃止し、PepUpへの掲載に一本化いたします。

紙面での発行を廃止することにより、経費節減のほか、個人情報漏洩リスクも軽減されることになります。

PepUpでの医療費通知は、受診月の4ヵ月後に掲載しますので、いつでも閲覧が可能です。領収書を保管いただき、医療機関・日数・金額等の確認をお願いします。まだ利用されていない方は、2月に発行した「PepUpへのユーザー登録のお願い」の手順に従ってユーザー登録をお願いします。

PepUpについては[こちら](#)をご確認ください（マツダ健保HP内のPepUp案内にリンクします）。

※※医療費控除にも利用できます！※※

PepUpに掲載している医療費通知は、データ（XML形式）をダウンロードして、「医療費控除の明細書」に代えて医療費控除の電子申告（e-Tax）に使用することができます。この場合、法令上、領収書を保存する必要はありません。

ただし、書面で申告する場合、PepUp画面を印刷して使用することはできません。「医療費控除の明細書」を作成し添付する必要があり、領収書の保管が必要です。

なお、医療費控除などの還付申告であれば、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間いつでも申告することができます。

（詳しくは、[国税庁のホームページ](#)または最寄りの税務署でお尋ねください。）

以上